

定期健康診断のご案内

宛先: 従業員各位

発信: 総務部

実施年度	令和8年度
実施日	令和8年10月15日（水）
実施場所	本社2階 健診室（〇〇クリニック巡回）
対象者	常時使用する労働者全員（安衛則44条1項）
受診時間	9:00～12:00（受付は30分前まで）
問診票提出締切	令和8年10月8日（水）
持ち物	健康保険証、検尿容器（当日朝の尿）
注意事項	前日21時以降の飲食は禁止（水のみ可）

定期健康診断の項目（安衛則44条1項・11項目）

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査（医師の判断により省略される場合があります）
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査（医師の判断により省略される場合があります）
- 血圧の測定
- 貧血検査（医師の判断により省略される場合があります）
- 肝機能検査（医師の判断により省略される場合があります）
- 血中脂質検査（医師の判断により省略される場合があります）
- 血糖検査（医師の判断により省略される場合があります）
- 尿検査
- 心電図検査（医師の判断により省略される場合があります）

労働者は事業者が行う健康診断を受ける義務があります（安衛法66条5項）。やむを得ず指定日に受診できない場合は、事前に上記発信元まで申し出てください。

健康診断結果通知書

氏名	山田 花子 様
実施日	令和8年10月15日
実施機関	医療法人〇〇会 クリニック
総合判定	要観察（B判定）

医師の意見	血圧がやや高めです。減塩を心がけ、6か月後に再検査を受けてください。
就業上の措置	特になし
産業医の氏名	田中 三郎
通知日	令和8年11月5日

本通知書は労働安全衛生法第66条の6（健康診断の結果の通知）に基づき、健康診断を受けた労働者本人に結果を通知するものです。要精密検査・要治療の判定があった場合は、早めの受診をおすすめします。